さらに、全国障害者技能競技大会（アビリンピック）を実施し、障害者一人一人の職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の人々の障害者に対する理解と認識を深め、障害者雇用の促進につなげていく。

加えて、一般の公共職業能力開発施設において施設のバリアフリー化を推進し、障害者の入校を促進するとともに、障害者への支援体制の強化を図る。

⑸　非正規雇用労働者の職業能力開発

企業内における能力開発の機会に恵まれにくい非正規雇用労働者に対して、引き続き、企業が主体となった人材育成を促進することが必要である。また、キャリアアップを目指す非正規雇用労働者においては、その主体的な職業能力開発も重要である。

このため、非正規雇用労働者の正社員への移行を推進するため、キャリアアップ助成金の活用等による職業訓練機会の確保や、同助成金の手続の簡素化・周知広報を通じた活用の促進を図る。

また、正規雇用の経験が少ない者を安定した雇用に結びつける効果的な方策である、雇用型訓練の更なる実施の推進を図る。

さらに、離職した非正規雇用労働者の就職を促進するため、求職者支援訓練等を活用した職業能力開発を行う。

加えて、非正規雇用労働者に対するキャリアコンサルティングの機会を確保するとともに、キャリアアップを目指す非正規雇用労働者に対する一層の支援の在り方について検討を行う。

3　産業界のニーズや地域の創意工夫を活かした人材育成の推進

地域の産業構造や資源などの地域特性は個々に異なっていることから、産業界や地域のニーズを踏まえた職業訓練を実施することが必要である。

このため、地域ニーズを踏まえ、不安定な就労状態にある若者の安定的な就職の実現を図るため、地域レベルで産学官が連携した地域コンソーシアムを構築し、より就職可能性を高める職業訓練コースの開発・検証を行う事業を推進する。

また、地域の創意工夫を活かした人材育成を推進するため、企業や地域の多種多様なニーズに対応した新たな人材育成プログラムの開発等を支援する。

さらに、多様な産業のニーズを把握するため、地域訓練協議会において、より効果的なニーズの把握手法の検討や、地域における訓練実績の把握・分析を的確に行うとともに、必要に応じ、設定する職業訓練の規模が大きい業界の関係者等にも参画を求め、産業界や地域のニーズを反映した職業訓練の実施分野及び規模の設定等を実施する。

加えて、教育訓練機関と職業訓練機関とが連携し、それぞれの特徴を活かした訓練を実施するため、職業能力開発大学校、短期大学校及び工科系教育機関とが相互に教員・訓練指導員を派遣する等の連携を強化する。

4　人材の最適配置を実現するための労働市場インフラの戦略的展開

労働市場インフラの戦略的展開によって目指す労働市場の姿は、人材の最適配置と個々の労働者の能力の最大発揮である。

この姿を実現するための具体的な展開としては、中長期の人材ニーズを把握した上で、そのニーズに応じた人材育成に向けた公的職業訓練の効果的・効率的な実施とともに、労働市場の円滑なマッチングや、企業内における労働者の客観的な能力評価を促進するための職業能力評価制度の整備が重要となる。さらに、このようにして構築された両制度が実社会において真の意味で活用されるための実施体制を整備することが必要である。

⑴　中長期の人材ニーズを踏まえた人材育成戦略

我が国の労働力人口は今後急速に減少していくことが見込まれる中、我が国の産業・職業構造の変化を中長期で見据え、将来的に必要となる人材ニーズを把握することが必要である。

⑵　産業界や地域のニーズを踏まえた公的職業訓練等の実施

現在、公的職業訓練については、国（実施主体は高障求機構）は、都道府県や民間教育訓練機関の主体では的確かつ確実な実施が困難なものづくり分野等の職業訓練をスケールメリットを活かし実施すること、都道府県は、地域の産業における人材ニーズに応じた職業訓練を実施すること、民間教育訓練機関は、介護分野や情報通信分野などの職業訓練を実施することといった役割分担の下に実施しているが、産業構造の変化、非正規雇用労働者の増加の中で、雇用のセーフティネットとして、離職者等がそれぞれのニーズ・状況に応じて多様な訓練機会を得ることができるよう、公的職業訓練を適切に実施する必要がある。

イ　総合的な訓練計画の策定

公的職業訓練全体で効果的に職業訓練コースを設定するため、公共職業訓練及び求職者支援訓練の実施に関する計画については、平成28年度計画より両計画を一体化した総合的な計画を国レベル及び地方レベルで策定する。

ロ　公的職業訓練の充実

工場の生産ラインの高度化を促進するための、ものづくり産業に係るＩＴに関連した在職者訓練コースの充実・強化のために、訓練ニーズの調査・研究を行い、高障求機構や都道府県の職業能力開発施設における在職者訓練としての実施を検討する。

また、育児・介護等の事情により通所で職業訓練を受講することが困難な求職者に対して、職業訓練の受講方法の選択肢を広げるため、ｅラーニング等による訓練の実施について検討する。

ハ　公共職業訓練

産業構造の変化、技術革新や求職者のニーズの多様化等に対応するため、成長分野・人手不足分野での就職に向けた職業訓練や、企業の人材ニーズの変化を踏まえた安定的な就業につながる職業訓練のコースを設定するとともに、個々人の職業生活設計に沿った職業の選択に資するよう訓練受講前から訓練期間中を通じて的確なキャリアコンサルティングを実施する。

また、技術進歩や経済のサービス化の進展に伴って、新たな訓練分野の開発・実施に関する検討が必要となる中、高障求機構において先導的なカリキュラムを策定するとともに、優れたカリキュラムを全国の公共職業能力開発施設、民間教育訓練機関等へ積極的に普及し、活用を促進する。

さらに、ものづくり分野における人材育成において、ものづくりの基本となる技能を習得するための職業訓練のみならず、最先端の技術革新やグローバル化に対応しうる人材育成のための職業訓練も実施していく。

ニ　求職者支援訓練

「全員参加の社会の実現加速」に向けた女性や若者の職業能力開発機会の提供を推進するため、就業経験に乏しい者や、非正規での離転職を繰り返している者等については、これらの者が必要とする基礎的能力を習得できる職業訓練や、人材不足の業種、求人ニーズの高い職種への就職に向けた実践的訓練を実施するとともに、出産・育児・介護等の事情から長期に労働市場を離れていた者については、早期の職場復帰に資する職業訓練を実施する。また、個々人の職業生活設計に沿った職業の選択に資するよう訓練受講前から訓練期間中を通じて的確なキャリアコンサルティングを実施する。

また、各地域の企業や求職者の訓練ニーズを適切に把握し、当該地域のニーズを踏まえた職業訓練を設定するとともに、必要に応じて見直しを行う。

ホ　職業訓練サービスの質の確保・向上

訓練の質の確保や更なる向上を図るため、ＩＳＯ29990：2010（非公式教育・訓練のための学習サービス事業者向け基本的要求事項）を踏まえて策定された、「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン」について、実態に合わせてその内容を見直すとともに更なる普及啓発に努める。